

令和元年度

## 自動車検査員研修

【北海道運輸局 地域教材】

注) 令和元年度 自動車検査員研修では本教材の他、以下の資料が必要です。

①令和元年度 整備主任者研修 法令研修【全国共通教材】

②令和元年度 整備主任者研修 法令研修【北海道運輸局 地域教材】

# 目 次

1. 指定自動車整備事業必携（第7次改訂版追録第6号）の主な改正内容	1
2. 「自動車損害賠償保証法施行規則の一部を改正する省令の施行に伴う事務の取扱いについて」の一部改正について	5
3. 平成30年度 指定監査結果集計表	10
4. 平成30年度及び令和元年度の指定整備事業者の処分状況一覧	11
5. 指定自動車整備事業者処分概況（平成30年度・令和元年度） 〔支局長警告を除く〕	12
6. 全国の指定整備事業者の処分状況（平成30年度・令和元年度）	16

# 1. 指定自動車整備事業必携（第7次改訂版追録第6号）の主な改正内容 《「分解整備」から「特定整備」に改正される部分については掲載していません》

## I. 法令関係

- 道路運送車両法の改正（令和元年6月14日付け、法律第37号）  
【認証基準、聴聞の特例、誤記修正】
- 道路運送車両法施行規則の改正（平成31年3月8日付け、国土交通省令第8号）  
【保安基準適合標章の表示】
- 指定自動車整備事業規則の改正（平成31年3月8日付け、国土交通省令第8号）  
【自動車検査員の証明、保安基準適合証等】

## II. 関連通達

- 自動車分解整備事業の認証及び指定自動車整備事業の指定に係る取扱い及び指導の要領について（依命通達）（平成30年9月28日付け、国自整第152号）  
【概算見積書の電磁的記録の提供】〔全国教材P65〕
- 保安基準適合証、保安基準適合標章及び限定保安基準適合証の取扱いについて（平成31年3月8日付け、国自整第259号）  
【電磁的方法による保安基準適合証、保安基準適合標章の取扱要領】  
〔全国教材P82〕
- 「保安基準適合証、保安基準適合標章及び限定保安基準適合証の取扱いについて」の細部取扱いについて（平成31年3月8日付け、北技整第324号 北技技第856号）  
【電磁的方法による保安基準適合証の細部取扱い】
- 「指定整備記録簿の記載要領について」の細部取扱いについて  
【定期点検箇所以外の主な検査項目（参考）】
- 関係法令の改正に基づく修正
- その他誤記等の修正

## III. 指定自動車整備事業実務要領

- 3. 保安基準適合証等の処理要領  
【電磁的方法による処理方法の修正追加、誤記等の修正】
- 関係法令の改正に基づく修正
- その他誤記等の修正

## IV. 業務資料

- 1. 指定整備記録簿完成検査欄の記載要領  
【記入方法の追記】
- 指定整備工場における継続検査手続きの流れ  
【軽自動車検査協会のOSS申請開始に伴う手続きの流れ追記】
- 基準改正に基づく修正
- その他誤記等の修正

## 1-1. 道路運送車両法の改正

《令和元年5月24日付け、法律第14号》

「保安基準対象装置への自動運行装置の追加」、「自動車の電子的な検査に必要な技術情報の管理に関する事務を行わせる法人の整理」、「分解整備の範囲の拡大及び点検整備に必要な技術情報の提供の義務化」、「自動運行装置等に組み込まれたプログラムの改変による改造等に係る許可制度の創設等」等については、道路運送車両法施行規則及び通達等が、今現在国土交通省にて検討されていることから、追録の変更はしていません。

《令和元年6月14日付け、法律第37号》

「成年被後見人等の権利の制限に係る措置の適正化等を図るための関係法律の整備に関する法律（第149条関係）」が令和元年6月14日に公布（同日に施行）されたことから、道路運送車両法においても、第80条第1項第2号ハ及び準用される第94条の2第2項において、成年被後見人の法定代理人に関する欠格事由が規定されていましたが、法定代理人が欠格条項に該当していた場合に、成年被後見人本人に対する許可が受けられなくなるおそれがある等、成年被後見人本人に対して、直接の不利益な法効果が及ぶことは適当ではないこと等から、同号中「又は成年被後見人」が一部改正しました。

## 1-2. 道路運送車両法施行規則及び指定自動車整備事業規則（抜粋）の改正

《平成31年3月8日付け、国土交通省令第8号》

指定自動車整備事業者が保安基準適合証に記載すべき事項を電磁的方法により登録情報処理機関に提供したときは、自動車検査員の証明する押印は要しないこととした。

それにともない、電子申請用の保安基準適合標章の様式を追加した。（第2号様式の2）

第2号様式の2（保安基準適合標章）（第9条関係）【電子申請用】

（表）

（裏）



(電子申請用)	
番号	年 月 日交付
指定自動車整備事業者の氏名又は名称 事業場の名称及び所在地	
次の自動車道路運送車両の保安基準に適合していることを証明する。	
検査の年月日	年 月 日
自動車検査員の氏名	
自動車登録番号又は車両番号	
車台番号	
使用者	氏名又は名称
	住所
乗車定員	人 最大積載量 kg
用途	車両総重量 kg
保険期間	年 月 日から 年 月 日まで

### 1-3. 自動車分解整備事業の認証及び指定自動車整備事業の指定に係る取扱い及び指導の要領について（依命通達）

《平成30年9月28日付け、国自整第152号》

「自動車点検基準等の一部を改正する省令（平成30年国土交通省令第51号）」により、自動車分解整備事業者が、点検兼または整備の依頼者に対し、当該作業の概算見積りを書面に代えて電磁的方法による交付が可能になったことによる改正

### 1-4. 保安基準適合証、保安基準適合標章及び限定保安基準適合証の取扱いについて

《平成31年3月8日付け、国自整第259号》

道路運送車両法施行規則等の一部改正に伴い、保安基準適合証の記載すべき事項を電磁的方法により登録情報処理機関に提供する場合の取扱い等についてを追記

### 1-5. 「保安基準適合証、保安基準適合標章及び限定保安基準適合証の取扱いについて」の細部取扱いについて

《平成31年3月8日付け、北技整第324号 北技技第856号》

道路運送車両法施行規則等の一部改正に伴い、保安基準適合証の記載すべき事項を電磁的方法により登録情報処理機関に提供する場合の取扱い等についてを一部改正

### 1-6. 保安基準適合証等の記載要領

「保安基準適合証、保安基準適合標章及び限定保安基準適合証の取扱いについて」の細部取扱いについて」の取扱いに合わせて修文

### 1-7. 「指定整備記録簿の記載要領について」の細部取扱いについて

「定期点検箇所以外の主な検査項目（参考）」について、現在の車両装置に併せて一部改正を行った。

《変更箇所》

（二輪車 欄 「一」→「〇」）

- |              |                        |
|--------------|------------------------|
| ④制動装置        | ブレーキロッド・ケーブルの損傷、連結部の緩み |
| ⑫ばい煙等の発散防止装置 | 一酸化炭素等発散防止装置等、遮熱板の取外し  |
| ⑭警報装置        | A B Sの警報と解除の作用         |

（⑳その他）

「検査項目欄」その他の保安基準内容

「警告反射板」「車線逸脱警報装置」「車両接近警報装置」追記

## 1－8. 指定整備記録簿完成検査欄の記載要領

「3. 制動力の検査機器等による検査結果の記入方法」

駐車ブレーキにおいて、多軸で作動する車両があることから、合計値を記載するよう内容を追加

## 1－9. 指定整備工場における継続検査手続きの流れ

令和元年5月より、軽自動車のOSSが開始されたことから、軽自動車のOSS申請の手続きについて記載

## 1－10. 自動車損害賠償責任保険に係る保険会社略称一覧表

自動車損害賠償責任保険を取り扱うそんぽ24損害保険株式会社が、令和元年7月1日からセゾン自動車火災保険株式会社と合併することになったことから、保安基準適合証に記載する損害保険会社名の略称表を改正

（そんぽ24損害保険株式会社 → 旧 そんぽ24損害保険株式会社）

2. 「自動車損害賠償保証法施行規則の一部改正する省令の施行に伴う事務の取扱いについて」の一部改正について

国 自 整 第 3 6 号  
国 官 参 自 保 第 1 1 6 号  
令 和 元 年 6 月 2 6 日

北海道運輸局自動車技術安全部長 殿

自動車局 整 備 課 長

保障制度参事官室長

「自動車損害賠償保障法施行規則の一部を改正する省令の施行に伴う事務の取扱いについて」の一部改正について

「自動車損害賠償保障法施行規則の一部を改正する省令の施行に伴う事務の取扱いについて」（昭和44年12月26日付け自保第342号、自整第295号、自車第1393号）を別紙新旧対照表のとおり改正したので通知する。

自動車損害賠償保障法施行規則の一部を改正する省令の施行に伴う事務の取扱いについて  
 (昭和44年12月26日付け自保第342号、自整第295号、自車第1393号) 新旧対照表

(下線部分は改正部分)

新	旧
<p>自保第342号                      自整第295号                      自車第1393号                      昭和44年12月26日</p> <p>各地方運輸局自動車技術安全部長 殿                      沖繩総合事務局運輸部長 殿</p> <p>自動車局整備課長                      保障制度参事官室長</p> <p>自動車損害賠償保障法施行規則の一部を改正する省令の施行に伴う事務の取扱いについて</p> <p>標記につき別添のとおり、自動車損害賠償保障法施行規則の一部を改正する省令(昭和44年12月26日運輸省令59号)が公布され、昭和45年1月1日から施行されることとなつたので、別紙事項を了知のうえ、事務処理に遺憾なきを期するとともに、その周知徹底を図らねたい。</p> <p>附則(平成29年3月13日 国官参自保第806号、国自整第355号)</p> <p>1. 改正後の通達は、平成29年4月1日から施行する。                      2. 別記1の様式については、当分の間、なお従前の例によることができる。</p> <p>附則(平成30年7月2日 国自整第82号、国官参自保第195号)</p> <p>改正後の通達は、平成30年7月2日から施行する。</p>	<p>自保第342号                      自整第295号                      自車第1393号                      昭和44年12月26日</p> <p>各地方運輸局自動車技術安全部長 殿                      沖繩総合事務局運輸部長 殿</p> <p>自動車局整備課長                      保障制度参事官室長</p> <p>自動車損害賠償保障法施行規則の一部を改正する省令の施行に伴う事務の取扱いについて</p> <p>標記につき別添のとおり、自動車損害賠償保障法施行規則の一部を改正する省令(昭和44年12月26日運輸省令59号)が公布され、昭和45年1月1日から施行されることとなつたので、別紙事項を了知のうえ、事務処理に遺憾なきを期するとともに、その周知徹底を図らねたい。</p> <p>附則(平成29年3月13日 国官参自保第806号、国自整第355号)</p> <p>1. 改正後の通達は、平成29年4月1日から施行する。                      2. 別記1の様式については、当分の間、なお従前の例によることができる。</p> <p>附則(平成30年7月2日 国自整第82号、国官参自保第195号)</p> <p>改正後の通達は、平成30年7月2日から施行する。</p>

別紙

1 自動車損害賠償保障法施行規則（以下「規則」という。）第1条の2第1号について「複写器」とは、写真機又はオートフアックス等原形どおりに複写することができる器具をいう。

2 規則第1条の2第2号について

- (1) 「複写紙」とは、カーボン紙又は感圧紙（当該用紙を間接的に筆圧程度で加圧すると発色する用紙）等をいう。
- (2) 「保険証明書」の作成のための筆記と同一の筆記」とは、いわゆるワンライティング方式によって作成することをいう。

なお、自動車損害賠償責任保険証明書作成のための筆記と同一の筆記により作成された自動車損害賠償責任保険料領収書の書面は、当分の間、規則第1条の2第2号の方法によって作成したものと扱って差し支えない。

3 規則第1条の2第3号について

- (1) 「保険証明書を交付した者」とは、保険業法（平成7年法律第105号）第2条第4項に規定する損害保険会社、同条第9項に規定する外国損害保険会社等及び次の協同組合等をいう。
- ・ 農業協同組合法に基づき農業協同組合及び農業協同組合連合会
  - ・ 消費生活協同組合法に基づき消費生活協同組合及び消費生活協同組合連合会
  - ・ 中小企業等協同組合法に基づき事業協同組合及び協同組合連合会
- (2) 「法第9条第6項の規定による提示を受けた者」とは、道路運送車両法第9条の3第1項の指定自動車整備事業者及び総合特別区域法第2条の2第1項の指定点検整備事業者をいう。

別紙

1 自動車損害賠償保障法施行規則（以下「規則」という。）第1条の2第1号について「複写器」とは、写真機又はオートフアックス等原形どおりに複写することができる器具をいう。

2 規則第1条の2第2号について

- (1) 「複写紙」とは、カーボン紙又は感圧紙（当該用紙を間接的に筆圧程度で加圧すると発色する用紙）等をいう。
- (2) 「保険証明書」の作成のための筆記と同一の筆記」とは、いわゆるワンライティング方式によって作成することをいう。

なお、自動車損害賠償責任保険証明書作成のための筆記と同一の筆記により作成された自動車損害賠償責任保険料領収書の書面は、当分の間、規則第1条の2第2号の方法によって作成したものと扱って差し支えない。

3 規則第1条の2第3号について

- (1) 「保険証明書を交付した者」とは、保険業法（平成7年法律第105号）第2条第4項に規定する損害保険会社、同条第9項に規定する外国損害保険会社等及び次の協同組合等をいう。
- ・ 農業協同組合法に基づき農業協同組合及び農業協同組合連合会
  - ・ 消費生活協同組合法に基づき消費生活協同組合及び消費生活協同組合連合会
  - ・ 中小企業等協同組合法に基づき事業協同組合及び協同組合連合会
- (2) 「法第9条第6項の規定による提示を受けた者」とは、道路運送車両法第9条の3第1項の指定自動車整備事業者及び総合特別区域法第2条の2第1項の指定点検整備事業者をいう。

(3) 法第9条第6項の規定による提示を受けた者が転写し、記名押印した自動車損害賠償責任保険証明書の手としては、当分の間、次の方法によって作成したものを用品て差し支えない。

道路運送車両法第94条の5第1項の規定による保安基準適合証又は総合特別区域法第22条の2第11項の規定による点検整備済証の余白に別記1の様式による欄を設け、法第9条第6項の規定による提示を受けた者が、当該欄に当該証明書に係る次の事項を転写又は、道路運送車両法第94条の5第2項及び第3項の規定により、次の事項を登録情報処理機関に提供したもの（法第9条第2項の規定により、自動車損害賠償責任保険証明書に記載すべき事項を電磁的方法により登録情報処理機関へ提供することができない場合に限る。）

イ 自動車損害賠償責任保険証明書番号（自動車損害賠償責任共済の場合にあつては責任共済証明書番号）

ロ 保険会社名（責任共済の場合にあつては協同組合等名）  
なお、保険会社名については、別記2の保険会社名略称表による、略称を記載して差し支えない。

4 規則第5条の2第6号の2について  
保険契約者（又は共済契約者）が、責任保険（又は責任共済）の契約を解除することができる要件に回送運行許可番号標を運輸支局長に返納した場合を加えたものである。

別記1

証明書番号	保険会社

(3) 法第9条第6項の規定による提示を受けた者が転写し、記名押印した自動車損害賠償責任保険証明書の写しとしては、当分の間、次の方法によって作成したものを用品て差し支えない。

道路運送車両法第94条の5第1項の規定による保安基準適合証又は総合特別区域法第22条の2第11項の規定による点検整備済証の余白に別記1の様式による欄を設け、法第9条第6項の規定による提示を受けた者が、当該欄に当該証明書に係る次の事項を転写又は、道路運送車両法第94条の5第2項及び第3項の規定により、次の事項を登録情報処理機関に提供したもの（法第9条第2項の規定により、自動車損害賠償責任保険証明書に記載すべき事項を電磁的方法により登録情報処理機関へ提供することができない場合に限る。）

イ 自動車損害賠償責任保険証明書番号（自動車損害賠償責任共済の場合にあつては責任共済証明書番号）

ロ 保険会社名（責任共済の場合にあつては協同組合等名）  
なお、保険会社名については、別記2の保険会社名略称表による、略称を記載して差し支えない。

4 規則第5条の2第6号の2について  
保険契約者（又は共済契約者）が、責任保険（又は責任共済）の契約を解除することができる要件に回送運行許可番号標を運輸支局長に返納した場合を加えたものである。

別記1

証明書番号	保険会社

別記 2  
保険会社名略称表

保険会社名	略称	保険会社名	略称
あいおいニッセイ同和損害保険株式会社	A D 損保	全国共済農業協同組合連合会	J A 全共連
アクサ損害保険株式会社	アクサ	同上 〇〇 (都道府県名) 本部	J A 〇〇 (都道府県名)
アシキョウチャオオニセナラリ・エス・ピー・エイ	ゼネラリ	(〇〇 (都道府県名) 共済農業協同組合連合会)	
アドリック損害保険株式会社	アドリック	〇〇農業協同組合	J A 〇〇〇
アメリカンホーム医療・損害保険株式会社	A ホーム	日本再共済生活協同組合連合会	日本再共済連
イーデザイン損害保険株式会社	イーデザイン	全国労働者共済生活協同組合連合会	全労済
A I G 損害保険株式会社	A I G	全国トラック交通共済協同組合連合会	交協連
旧 A I U 損害保険株式会社	A I U	北海道トラック交通共済協同組合	北ト交共
旧 富士火災海上保険株式会社	富士	東北交通共済協同組合	東北交通共済
S B I 損害保険株式会社	S B I	新潟地方交通共済協同組合	新交協
共栄火災海上保険株式会社	共栄	長野県トラック交通共済協同組合	長交協
φ・ニュー・インデ・ア・ワグワグ・カバニ・リミテッド	インデアイ	関東交通共済協同組合	関交協
ジェーアイ傷害火災保険株式会社	ジェーアイ	神奈川県自動車交通共済協同組合	神交共
スミセイ損害保険株式会社	スミセイ	中部交通共済協同組合	中交協
セコム損害保険株式会社	セコム	三重県交通共済協同組合	三交協
セゾン自動車・火災保険株式会社	セゾン	近畿交通共済協同組合	近畿共済
旧 〇んぼ 2 4 損害保険株式会社	〇んぼ 2 4	兵庫県交通共済協同組合	兵交協
ソニー損害保険株式会社	ソニー	岡山県トラック交通共済協同組合	岡ト共
損害保険契約者保護機構	保護機構	中国トラック交通共済協同組合	中ト交共
損害保険ジャパン日本興亜株式会社	S J N K	四国交通共済協同組合	四交協
旧 株式会社損害保険ジャパン	損害ジャパン	九州トラック交通共済協同組合	九ト協
旧 日本興亜損害保険株式会社	日本興亜	南九州交通共済協同組合	南九共済
大同火災海上保険株式会社	大同	全国自動車共済協同組合連合会	全自共
Chubb 損害保険株式会社	Chubb	北海道自動車共済協同組合	北自共
旧 エース損害保険株式会社	エース	東北自動車共済協同組合	東北自共
チューリッヒ・インシュアランス・カンパニー	チューリヒ	関東自動車共済協同組合	関自共
東京海上日動火災保険株式会社	東海日動	中部自動車共済協同組合	中部自共
日新火災海上保険株式会社	日新	近畿自動車共済協同組合	近畿自共
三井住友海上火災保険株式会社	三井住友	西日本自動車共済協同組合	西自共
三井ダイレクト損害保険株式会社	三井ダイレクト		
明治安田損害保険株式会社	明治安田損保		
楽天損害保険株式会社	楽天		
旧 朝日火災海上保険株式会社	朝日		

別記 2  
保険会社名略称表

保険会社名	略称	保険会社名	略称
あいおいニッセイ同和損害保険株式会社	A D 損保	全国共済農業協同組合連合会	J A 全共連
アクサ損害保険株式会社	アクサ	同上 〇〇 (都道府県名) 本部	J A 〇〇 (都道府県名)
アシキョウチャオオニセナラリ・エス・ピー・エイ	ゼネラリ	(〇〇 (都道府県名) 共済農業協同組合連合会)	
アドリック損害保険株式会社	アドリック	〇〇農業協同組合	J A 〇〇〇
アメリカンホーム医療・損害保険株式会社	A ホーム	日本再共済生活協同組合連合会	日本再共済連
イーデザイン損害保険株式会社	イーデザイン	全国労働者共済生活協同組合連合会	全労済
A I G 損害保険株式会社	A I G	全国トラック交通共済協同組合連合会	交協連
旧 A I U 損害保険株式会社	A I U	北海道トラック交通共済協同組合	北ト交共
旧 富士火災海上保険株式会社	富士	東北交通共済協同組合	東北交通共済
S B I 損害保険株式会社	S B I	新潟地方交通共済協同組合	新交協
共栄火災海上保険株式会社	共栄	長野県トラック交通共済協同組合	長交協
φ・ニュー・インデ・ア・ワグワグ・カバニ・リミテッド	インデアイ	関東交通共済協同組合	関交協
ジェーアイ傷害火災保険株式会社	ジェーアイ	神奈川県自動車交通共済協同組合	神交共
スミセイ損害保険株式会社	スミセイ	中部交通共済協同組合	中交協
セコム損害保険株式会社	セコム	三重県交通共済協同組合	三交協
セゾン自動車・火災保険株式会社	セゾン	近畿交通共済協同組合	近畿共済
旧 〇んぼ 2 4 損害保険株式会社	〇んぼ 2 4	兵庫県交通共済協同組合	兵交協
ソニー損害保険株式会社	ソニー	岡山県トラック交通共済協同組合	岡ト共
損害保険契約者保護機構	保護機構	中国トラック交通共済協同組合	中ト交共
損害保険ジャパン日本興亜株式会社	S J N K	四国交通共済協同組合	四交協
旧 株式会社損害保険ジャパン	損害ジャパン	九州トラック交通共済協同組合	九ト協
旧 日本興亜損害保険株式会社	日本興亜	南九州交通共済協同組合	南九共済
大同火災海上保険株式会社	大同	全国自動車共済協同組合連合会	全自共
Chubb 損害保険株式会社	Chubb	北海道自動車共済協同組合	北自共
旧 エース損害保険株式会社	エース	東北自動車共済協同組合	東北自共
チューリッヒ・インシュアランス・カンパニー	チューリヒ	関東自動車共済協同組合	関自共
東京海上日動火災保険株式会社	東海日動	中部自動車共済協同組合	中部自共
日新火災海上保険株式会社	日新	近畿自動車共済協同組合	近畿自共
三井住友海上火災保険株式会社	三井住友	西日本自動車共済協同組合	西自共
三井ダイレクト損害保険株式会社	三井ダイレクト		
明治安田損害保険株式会社	明治安田損保		
楽天損害保険株式会社	楽天		
旧 朝日火災海上保険株式会社	朝日		

### 3. 平成30年度 指定監査結果集計表(口頭注意件数)

3月末現在

( )内は前年同月の件数

	札幌	函館	室蘭	旭川	帯広	釧路	北見	局計
<b>(1)指定整備記録簿の一部記載漏れ、記載誤り(3点)</b>								
①点検整備項目の記載漏れ、誤り	23 (43)	37 (41)	6 (20)	32 (6)	1 (5)	12 (8)	6 (0)	117 (123)
②完成検査欄記載漏れ(誤り)								
Co/Hc	0 (3)	0 (1)	4 (3)	4 (5)	1 (2)	0 (4)	0 (5)	9 (23)
DS	2 (5)	12 (9)	7 (7)	1 (9)	0 (1)	1 (5)	5 (4)	28 (40)
ヘッドライト	5 (5)	11 (14)	7 (4)	4 (8)	6 (8)	0 (5)	0 (1)	33 (45)
サイドスリップ	0 (0)	7 (2)	0 (0)	3 (1)	0 (0)	0 (0)	1 (1)	11 (4)
ブレーキ	2 (4)	14 (16)	3 (2)	9 (4)	3 (6)	2 (4)	1 (7)	34 (43)
スピード(誤差)	2 (4)	1 (2)	3 (8)	3 (5)	2 (3)	2 (0)	0 (2)	13 (24)
排気騒音	0 (0)	0 (0)	0 (2)	0 (0)	0 (1)	0 (0)	1 (0)	1 (3)
補助前照灯	0 (1)	1 (1)	0 (1)	0 (1)	1 (0)	0 (0)	0 (0)	2 (4)
タイヤ振れ	0 (1)	0 (0)	0 (1)	1 (0)	1 (0)	0 (0)	0 (0)	2 (2)
警音器	0 (0)	0 (0)	0 (1)	0 (0)	1 (1)	0 (0)	0 (0)	1 (2)
③目視検査欄の記載漏れ、誤り	0 (0)	0 (0)	0 (1)	0 (0)	0 (3)	2 (0)	2 (2)	4 (6)
(全部)								
(一部)	14 (33)	10 (4)	3 (0)	3 (2)	0 (3)	1 (11)	2 (0)	33 (53)
④記載事項照合欄記載漏れ、誤り(同一性)	1 (5)	2 (10)	0 (0)	9 (3)	1 (3)	0 (1)	2 (3)	15 (25)
⑤交付番号記載漏れ、誤り	4 (0)	0 (2)	0 (1)	1 (2)	3 (0)	3 (1)	0 (0)	11 (6)
⑥検査年月日記載誤り	1 (0)	0 (0)	0 (0)	1 (0)	0 (0)	1 (0)	0 (1)	3 (1)
<b>(2)適合証の検査年月日、交付年月日を記載漏れ、記載誤りし、適合証を交付した(3点)</b>								
①検査年月日記載漏れ、誤り	2 (1)	0 (0)	1 (0)	0 (0)	0 (0)	1 (3)	0 (0)	4 (4)
②交付年月日記載漏れ、誤り	2 (3)	0 (0)	0 (0)	0 (0)	0 (0)	1 (0)	0 (0)	3 (3)
③その他記載漏れ、誤り(保険、最終検査申請日等)	4 (17)	0 (1)	3 (0)	4 (5)	4 (2)	2 (12)	1 (0)	18 (37)
<b>(3)検査員の証明を記載漏れ、記載誤りした(3点)</b>								
検査員氏名記載漏れ	0 (1)	0 (0)	0 (1)	0 (0)	0 (1)	3 (0)	0 (0)	3 (3)
(4)記録簿の様式間違い(3点)	0 (1)	0 (0)	0 (0)	0 (0)	0 (3)	0 (0)	0 (0)	0 (4)
(5)検査員の変更届出等未提出(9点)	0 (0)	0 (0)	0 (0)	0 (0)	0 (0)	0 (0)	0 (0)	0 (0)
(6)事業場等の変更届出未提出(3点)	1 (4)	0 (0)	0 (0)	1 (0)	0 (0)	0 (0)	0 (0)	2 (4)
(7)その他								
①(概算見積書交付不適切)	0 (0)	0 (0)	0 (0)	0 (0)	0 (0)	0 (0)	0 (0)	0 (0)
②その他	0 (80)	0 (0)	0 (2)	1 (1)	0 (3)	1 (1)	2 (0)	4 (87)

	札幌	函館	室蘭	旭川	帯広	釧路	北見	局計
監査件数	255 (588)	164 (173)	83 (93)	209 (240)	96 (155)	255 (239)	146 (178)	1,208 (1666)
口頭注意を受けた事業場数	54 (134)	77 (74)	28 (34)	49 (29)	15 (35)	27 (46)	13 (17)	263 (369)
(監査件数あたりの比率)	21.2% (22.8%)	47.0% (42.8%)	33.7% (36.6%)	23.4% (12.1%)	15.6% (22.6%)	10.6% (19.2%)	8.9% (9.6%)	21.8% (22.1%)

#### 4. 平成30年度及び令和元年度の指定整備事業者の処分状況一覧

(注) 指定整備事業者の認証関係処分だけのものは含みません。

		取 消	停 止	警 告			処分等 事業場数	検 査 員		
				局 長	支局長	合 計		解 任	警 告	合 計
札幌	H30		1		4	4	5		1	1
	R元		3			0	3		2	2
函館	H30					0	0			0
	R元					0	0			0
室蘭	H30				2	2	2			0
	R元					0	0			0
旭川	H30		1		1	1	2	1		1
	R元				1	1	1		1	1
帯広	H30				1	1	1			0
	R元					0	0			0
釧路	H30					0	0			0
	R元					0	0			0
北見	H30					0	0			0
	R元					0	0			0
合計 (全道)	H30	0	2	0	8	8	10	1	1	2
	R元	0	3	0	1	1	4	0	3	3

※ H30は年度末、R元は令和元年10月28日現在

## 5. 指定自動車整備事業者処分概況（平成30年度・令和元年度）

### 平成30年度 指定自動車整備事業者処分概況（運輸局取扱い概況）

（注）認証関係処分だけのものも含まれます。

#### 【事例1】（札幌管内）

処分：H30. 12. 19 業態：ディーラー

当該事業者が車検整備を実施した車両の右前輪がハブごと外れ、後続の乗用車がこれに衝突する物損事故があった。事業者から、当該車両の整備作業上の瑕疵（ハブベアリングロックナット締め付けトルク過多、ベアリンググリス充填不足）があったとの報告を受けて特別監査を実施したところ、保安基準適合証を交付した自動車であり、適合証交付自動車の分解整備作業に重大な瑕疵があったことが確認された。

#### 〈違反内容〉

- 認証関係 ----- 事業停止20日  
(1) 分解整備作業に重大な瑕疵があった。（事故を惹起 1台）（30点×1台）  
(2) 整備主任者の分解整備等に関する統括管理に不備があった。（3点）  
違反点数の合計  
(1) 30点+(2) 3点=33点
- 指定関係 ----- 保適証交付停止20日  
(3) 適合証交付自動車に点検整備上の瑕疵があった。（事故を惹起 1台）  
(30点×1台)

#### 【事例2】（旭川管内）

処分：H31. 1. 21 業態：専業

当該事業者の保有する車両運搬車の不正車検、工員不足等について、特別監査を実施したところ、事業者は当該車両について同一性が相違していることを認識していながら保安基準適合証等を交付し、自動車検査員は事業者に強要され保安基準適合証等に証明した。

また、退職した自動車検査員の変更届出を怠っていたこと及び工員が不足していたことが確認された。

#### 〈違反内容〉

- 指定関係 ----- 保適証交付停止30日  
(1) 工員が不足していた。（3点）  
(2) 法令の規定を遵守する体制でない。（3点）  
(3) 検査員の変更届出を怠っていた。（9点）  
(4) 同一性が相違する自動車にもかかわらず保安基準適合証を交付した。（20点×2回）  
違反点数の合計  
(1) 3点+(2) 3点+(3) 9点+(4) 40点=55点
- 自動車検査員 ----- 解任命令  
(5) 同一性の相違する自動車にもかかわらず保安基準適合証へ証明した。

## 令和元年度 指定自動車整備事業者処分概況（運輸局取扱い概況）

（注）認証関係処分だけのものも含まれます。

### 【事例1】（札幌管内）

処分：R1. 5. 14 業態：ディーラー

大特を扱う事業者より不適切な分解整備作業があったと、札幌運輸支局へ違反行為についての自主申告があった。

特別監査を実施したところ、自主申告のとおり不適切な分解整備作業等を行っていたことが確認された。

#### 〈違反内容〉

・ 認証関係 ----- 事業停止15日

- (1) 認証を受けた作業場以外で分解整備を実施した。(5点)
- (2) 制動装置の分解整備を実施していないにもかかわらず、分解整備記録簿に実施した旨の虚偽記載を行った。(10点)
- (3) 分解整備記録簿の記載を行わなかった。(3点)
- (4) 分解整備記録簿の写しを使用者へ交付していなかった。(3)と同一自動車につき加点しない)
- (5) 整備主任者の分解整備等に関する統括管理に不備があった。(3点)

違反点数の合計

(1) 5点 + (2) 10点 + (3) 3点 + (4) 0点 + (5) 3点 = 21点

・ 指定関係 ----- 保適証等交付停止125日

- (6) 制動装置について点検整備の一部を実施せずに保安基準適合証を交付した。  
(計21台)(10点×21台)
- (7) 点検整備の一部を実施していないにもかかわらず、実施した旨を指定整備記録簿に虚偽記載を行った。(30点)
- (8) 法令の規定を遵守する体制を有していなかった。(3点)

違反点数の合計

(6) 10点×21台 + (7) 30点 + (8) 3点 = 243点

**【事例2】** (札幌管内)

処分：R1. 7. 26 業態：専業

自動車検査員研修時に支局職員が会場駐車場に駐めてある該当車両を発見、不適合車両であることから、整備命令書が札幌運輸支局より交付された。

該当車両が、当該事業場で検査を行い保安基準適合証が交付されていることから、特別監査を実施した。

該当車両について保安基準不適合状態（直前側方視界・側面方向指示器無・補助方向指示器色）であり、かつ、車検証との同一性が相違（貨物要件不足）していることに自動車検査員は気づかずに、保安基準適合証等を交付を行い、事業者はこれを交付していたことが確認された。

〈違反内容〉

- 指定関係 ----- 保適証等交付停止15日
  - (1) 法令の規定を遵守する体制でないこと。(3点)
  - (2) 故意以外により保安基準不適合状態で保安基準適合証を交付したこと。(1台)  
(30点×係数1)
  - (3) 同一性の相違する自動車に保安基準適合証を交付したこと。(1台)  
(20点×1台)

違反点数の合計

(1) 3点+(2) 30点+(3) 20点=53点×1/2 = 27点(切り上げ)

※ 違反行為に起因する事故は発生しておらず、また故意と認められない。  
また、過去5年間における処分歴はなく、事業全般に渡り改善が見込まれる。

- 自動車検査員 ----- 文書警告
    - (4) 検査員は、保安基準不適合状態にもかかわらず、適合証に適合する旨の証明をした。
    - (5) 検査員は、同一性の相違する自動車にもかかわらず適合証に適合する旨の証明をした。
- ※ 違反行為に起因する事故は発生しておらず、また故意と認められない。  
また、過去2年以内に行政処分歴が無いことから文書警告とした。

**【事例3】** (札幌管内)

処分：R1. 10. 28 業態：専業

当該事業場で交付した保安基準適合証を、札幌運輸支局へ現車提示省略で中古新規登録の申請をしたところ、現車提示が必要な車両であることから申請を却下した。事業場より保安基準適合証による貨物自動車の中古車新規登録の申請があり、独立行政法人自動車技術総合機構北海道検査部へ審査依頼したところ、側面方向指示器の備え付けがなく、一部の回転部分が突出された状態で保安基準不適合であった。さらに、同一性の相違があり、登録識別情報等通知書と寸法が相違していたことが判明した。

当該情報を元に、当該事業場に特別監査を行ったところ、上述の違反の他、指定整備記録簿の一部記載漏れ、記載誤りがあったことを確認した。

〈違反内容〉

- 指定関係 ----- 保適証等交付停止15日
  - (1) 法令の規定を遵守する体制でないこと。(3点)
  - (2) 故意以外により保安基準不適合状態で保安基準適合証を交付したこと。(1台)  
(30点×係数1)
  - (3) 同一性の相違する自動車に保安基準適合証を交付したこと。(1台)  
(20点×1台)
  - (4) 指定整備記録簿の一部記載漏れ、記載誤りがあったこと。(3点)

違反点数の合計

(1) 3点 + (2) 30点 + (3) 20点 + (4) 3点 = 56点 × 1 / 2 = 28点

※ 違反行為に起因する事故は発生しておらず、また故意と認められない。

また、過去5年間における処分歴はなく、事業全般に渡り改善が見込まれる。

- 自動車検査員 ----- 文書警告
    - (5) 保安基準不適合状態であるにもかかわらず保安基準適合証に証明したこと。
    - (6) 同一性の相違する自動車であるにもかかわらず保安基準適合証に証明したこと。
- ※ 違反行為に起因する事故は発生しておらず、また故意と認められない。  
また、過去2年以内に行政処分歴が無いことから文書警告とした。

## 6. 平成30年度 全国の指定自動車整備事業者の処分概況

処分欄は保適証交付停止の日数等、( )内は認証処分

運輸局	処分年月日	発端	業態	違反概要	点数	処分	検査員	
1	四国	H30.4.16	検査場からの通報	専業	保安基準不適合状態で交付(1台)故意以外 検査の一部未実施(4台)故意以外 同一性が相違する状態で交付(1台) 指定整備記録簿の記載漏れ(一部)	30 10 20 3	20日 *1/2軽減	警告2名
2	九州	H30.4.20	自主申告	ディーラー	同一性が相違する状態で交付(2台)	20	15日 *1/2軽減	— (既に解任届提出)
3	沖縄	H30.5.11	内部通報	専業	法令遵守体制 保安基準不適合状態で交付(1台)故意以外 指定整備記録簿の記載漏れ、記載誤り(一部) 虚偽の陳述	3 30 3 60	120日 *2倍加重 *前回軽減分加算	解任1名
4	中部	H30.5.16	警察からの情報	専業	法令遵守体制 同一性を確認せず交付(1台) 保安基準不適合状態で交付(1台)故意以外 検査の一部未実施(1台)故意以外 完成品の恒常性 指定整備記録簿の記載漏れ、記載誤り(一部)	3 20 30 10 3 3	20日 *1/2軽減	警告2名
5	九州	H30.5.16	支局窓口	専業	法令遵守体制 適合証の検査年月日の虚偽記載(1台) 点検整備全て未実施で交付(1台) 検査を全て未実施で交付(1台) 指定整備記録簿虚偽記載	3 30 30 45 30	70日	解任1名
6	中部	H30.5.16	監査	専業	法令遵守体制 保安基準不適合状態で交付(22台)故意以外 指定整備記録簿の記載漏れ、記載誤り(一部)	3 300 3	80日 *1/2軽減	警告2名
7	中部	H30.5.16	監査	専業	法令遵守体制 検査の一部未実施(1台)故意 指定整備記録簿の記載漏れ(一部)	3 10 3	25日 *2倍加重 *前回軽減分加算	解任1名
8	中部	H30.5.22	支局窓口	専業	法令遵守体制 保安基準不適合状態で交付(1台)故意以外 検査の一部未実施(1台)故意以外 指定整備記録簿の記載漏れ、記載誤り(一部) 自賠責未加入状況で交付(一部)(1台)	3 30 10 3 10	15日 *1/2軽減	警告1名
9	九州	H30.6.8	ユーザーからの通報	専業	ペーパー車検(1台) ペーパー車検で車検手続(1台)【認証】	取消 10	取消 (10日)	解任1名
10	沖縄	H30.6.13	自主申告	ディーラー	対象自動車以外に交付(2回) 保安基準不適合状態で交付(1台)故意以外 保安基準不適合状態のおそれて交付(2台)	10 30 20	20日	警告1名
11	東北	H30.7.12	警察からの情報	専業	法令遵守体制 ペーパー車検(3台) 点検整備全て未実施で交付(1台) 点検整備一部未実施で交付(1台) 不正改造状態で交付(3台) 同一性が相違する状態で交付(2台) 指定整備記録簿虚偽記載 報告徴収指示に対し虚偽報告 立入検査時虚偽陳述 分解整備記録簿虚偽記載【認証】 違反行為の幫助【認証】 整備主任者の統括管理不備【認証】 ペーパー車検で車検手続(3台)【認証】 不正改造状態で車検手続(3台)【認証】 立入検査時虚偽陳述【認証】	3 取消 30 10 135 40 30 60 60 10 6 3 30 30 30	取消 (55日)	解任2名
12	九州	H30.7.24	監査	専業	不正改造状態で交付(1台)	45	25日	警告1名
13	中部	H30.7.31	検査場からの通報	専業	法令遵守体制 保安基準不適合状態で交付(1台)故意以外 同一性が相違する状態で交付(1台)	3 30 20	20日 *1/2軽減	警告2名

					検査の一部未実施（1台）故意以外 指定整備記録簿の記載漏れ、記載誤り（一部） 変更届未提出	10 3 3		
14	中部	H30.8.3	ユーザーからの通報	ディーラー	分解整備上の重大な瑕疵（事故惹起1台）【認証】	30	（20日）	—
15	九州	H30.8.9	自主申告	ディーラー	保安基準不適合状態で交付（?台）故意以外 指定整備記録簿の記載漏れ（一部） 自賠責未加入状況で交付（大部分）（1台）	30 3 30	20日 *1/2軽減	警告1名
16	九州	H30.8.21	支局窓口	ディーラー	自賠責未加入状況で交付（一部）（1台） 保安基準不適合状態で交付（1台）故意以外 検査の一部未実施（1台）故意以外	10 30 10	15日 *1/2軽減	警告1名
17	中部	H30.8.22	事故通報	ディーラー	不適交付車両に点検整備上の瑕疵（事故惹起1台） 分解整備上の重大な瑕疵（事故惹起1台）【認証】	30 30	20日 （20日）	—
18	中部	H30.11.16	支局窓口	専業	法令遵守体制 検査の一部未実施（3台）故意以外 指定整備記録簿記載なし 指定整備記録簿の記載漏れ（一部）	3 10 20 3	20日	警告2名
19	九州	H30.11.19	監査	専業	検査の一部未実施（1台）故意以外	10	20日 *2倍加重 *前回軽減分加算	警告1名
20	中部	H30.11.26	支局窓口	専業	法令遵守体制 適合証の検査年月日の誤記載 指定整備記録簿の記載漏れ（一部） 自賠責未加入状況で交付（一部）（1台）	3 3 3 10	100日 *2倍加重 *前回軽減分加算	—
21	中部	H30.11.27	警察からの情報	専業	法令遵守体制 ペーパー車検（35台） 指定整備記録簿虚偽記載 ペーパー車検で車検手続（35台）【認証】	3 取消 30 350	取消 （取消）	解任1名
22	近畿	H30.12.13	監査	専業	法令遵守体制 不正改造状態で交付（1台） 点検整備一部未実施で交付（1台） 検査の一部未実施（1台）故意以外 指定整備記録簿の記載漏れ（一部） 不正改造状態での車検手続（1台）【認証】	3 45 10 10 3 10	40日 （10日）	警告1名
23	九州	H30.12.17	自主申告	専業	法令遵守体制 点検整備全て未実施で交付（3台） 指定整備記録簿虚偽記載 認証作業場以外で分解整備【認証】 分解整備記録簿虚偽記載【認証】 概算見積書未交付【認証】 整備主任者の統括管理不備【認証】	3 90 30 5 10 3 3	65日 （15日）	—
24	近畿	H31.1.15	監査	専業	法令遵守体制 保安基準不適合状態で交付（1台）故意以外	3 30	25日 *1.5倍加重	解任1名
25	北信	H31.1.24	監査	専業	法令遵守体制 点検整備全て未実施で交付（1台） 指定整備記録簿虚偽記載	3 30 30	35日	—
26	九州	H31.1.24	検査場からの通報	組合	不正改造状態で交付（1台） 検査の一部未実施（2台）故意 同一性が相違する状態で交付（1台） 検査員の証明虚偽記載（1台） 指定整備記録簿虚偽記載	45 20 20 30 30	75日	解任1名
27	九州	H31.1.24	自主申告	ディーラー	保安基準不適合状態で交付（1台）故意 指定整備記録簿虚偽記載	30 30	35日	解任1名
28	東北	H31.1.30	一般からの通報	専業	法令遵守体制 不正改造状態で交付（1台） 指定整備記録簿虚偽記載 分解整備記録簿記載なし【認証】 概算見積書未交付【認証】 不正改造状態での車検手続（1台）【認証】	3 45 30 3 3 10	40日 （10日）	解任1名

29	近畿	H31.1.30	自主申告	ディーラー	法令遵守体制 同一性が相違する状態で交付（2台）	3 40	15日 *1/2軽減	警告2名
30	九州	H31.2.6	自主申告	専業	法令遵守体制 点検整備全て未実施で交付（1台） 検査の一部未実施（1台）故意 指定整備記録簿虚偽記載 分解整備記録簿虚偽記載【認証】 整備主任者の統括管理不備【認証】	3 30 10 30 10 3	40日 （10日）	解任1名
31	九州	H31.3.25	自主申告	専業	不正改造状態で交付（1台）	45	15日 *1/2軽減	警告1名
32	中部	H31.3.29	検査場からの通報	専業	法令遵守体制 完成品の恒常性 保安基準不適合状態で交付（6台）故意以外 検査の一部未実施（3台）故意以外 指定整備記録簿の記載漏れ、記載誤り（一部）	3 3 60 10 3	55日 *1/2軽減	警告1名